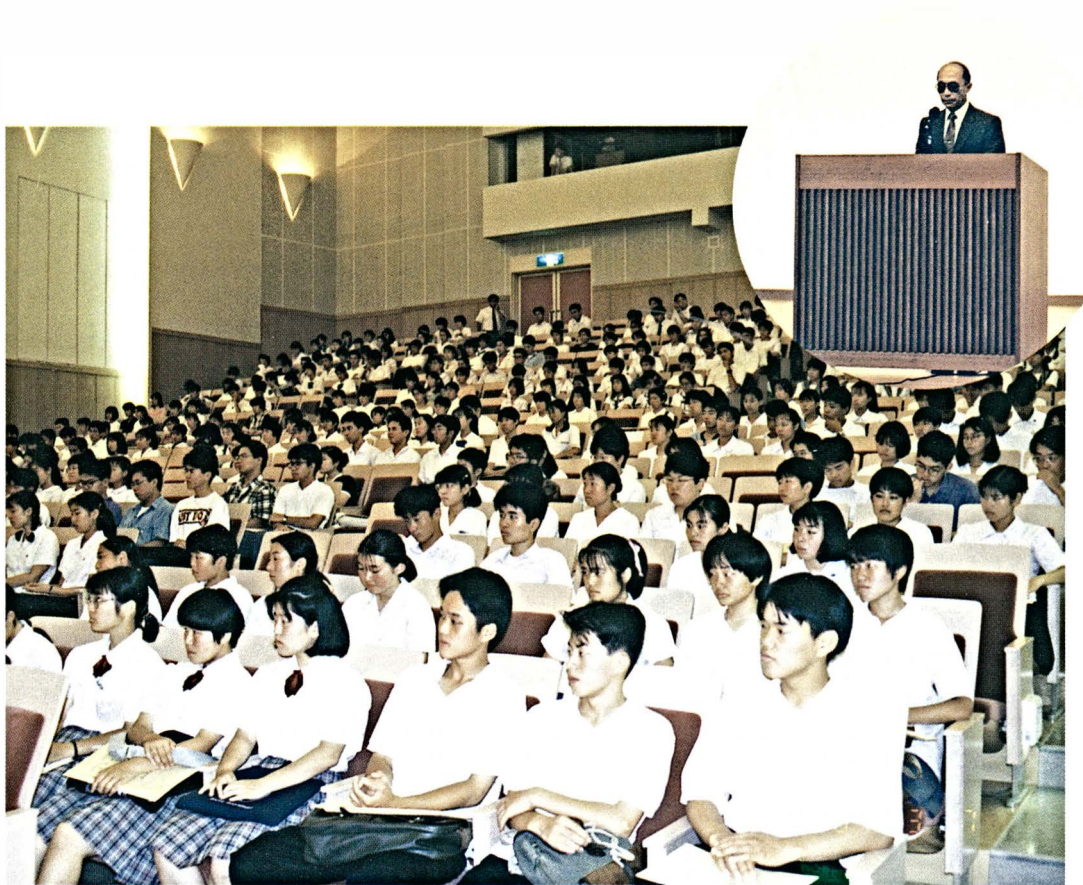




(題字 小黒千足 学長)

第356号

(平成6年8月号)



▲ 平成6年度 富山大学説明会 (平成6年8月9日(火)黒田講堂)

目 次

関係法令	3	学内諸報	7
学内規則	3	◆ 「富山大学説明会」を開催	7
諸会議	6	◆ 平成6年度第2回五福地区構内一斉清掃 を実施	8
学 事	6	◆ 工学部創立50周年を記念して植樹	8
◆ 平成6年度科学研究費補助金の交付決定	6	◆ 海外渡航者	9
人事異動	6	お知らせ	
		人事院勧告の概要	11
		職員消息	21
		計 報	22
		主要行事	23



関 係 法 令

(府 令)

- 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の施行に伴う関係総理府令の整理に関する総理府令
(総理47) (平6. 8. 23 官報第1469号)

(省 令)

- 学校教育法施行規則の一部を改正する省令
(文部34) (平6. 8. 10 官報第1460号)
- 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の施行に伴う文部省関係省令の整理に関する省令
(文部35) (平6. 8. 30 官報第1474号)

- 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の施行に伴う関係省令の整理に関する省令
(大蔵82) (平6. 8. 31 官報第1475号)

(告 示)

- 大学院の入学に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件の一部を改正する件
(文部122) (平6. 8. 10 官報第1460号)
- 出納官吏事務規程第16条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件の一部を改正する件
(大蔵161) (平6. 8. 12 官報第1462号)

学 内 規 則

富山大学学則の一部改正

富山大学学則の改正理由

- 1 各学部置く講座又は学科目については、昭和39年文部省令第3号「国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令」で定められていることから、学則第4条を削除し、所要事項を改める。
- 2 大学における学事管理の整備を図るため、所要事項を改める。

富山大学学則の一部を改正する学則を次のとおり制定する。

平成6年7月29日

富山大学長 小 黒 千 足

富山大学学則の一部を改正する学則

富山大学学則（昭和59年3月12日全部改正）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条中「別表第2」を「別表第1」に改める。

第27条を次のように改める。

第27条 入学を志願する者に対しては、選考を行うものとし、選考の方法は別に定める。

2 前項の選考による合格者の決定は、当該教授会の議を経て、学長が行う。

第50条第2項中「別表第3」を「別表第2」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表第1とし、別表第3を別表第2とする。

附 則

1 この学則は、平成6年7月29日から施行する。ただし、第4条、第5条、第50条、別表第1、別表第2及び別表第3の改正については、平成6年6月24日から適用する。

2 富山大学学則の全部を改正する学則（昭和59年3月12日制定）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「別表第2」を「別表第1」に改める。

3 富山大学学則の一部を改正する学則（平成6年5月20日改正）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「別表第2」を「別表第1」に改める。

富山大学大学院学則の一部改正**富山大学大学院学則の改正理由**

大学院における学事管理の整備を図るため、所要事項を改める。

富山大学大学院学則の一部を改正する学則を次のとおり制定する。

平成6年7月29日

富山大学長 小 黒 千 足

富山大学大学院学則の一部を改正する学則

富山大学大学院学則（昭和53年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

第21条第4項中「認定」を「判定」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第21条の2 修士課程、博士前期課程及び博士後期課程の修了は、当該課程の修了要件を満たした者について、研究科委員会の議を経て、学長が認定する。

第26条の見出しを「（入学の出願）」に改める。

第27条に見出しとして「（入学者の選考）」を付し、同条に次の1項を加える。

2 前項の選考による合格者の決定は、研究科委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この学則は、平成6年7月29日から施行する。

富山大学大学院委員会規則の一部改正

富山大学大学院委員会規則の改正理由

大学院における学事管理の整備を図ることに伴い、大学院委員会の審議事項を整理し、所要事項を改める。

富山大学大学院委員会規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成6年7月29日

富山大学長 小黒千足

富山大学大学院委員会規則の一部を改正する規則

富山大学大学院委員会規則（昭和42年5月19日制定）の一部を次のように改正する。

附 則

この規則は、平成6年7月29日から施行する。

第3条第1号を次のように改める。

- (1) 大学院に関する諸規則の制定及び改廃に関する事項
同条第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とする。

富山大学学位規則の一部改正

富山大学学位規則の改正理由

大学院における学事管理の整備を図ることに伴い、大学院委員会の審議事項を整理し、所要事項を改める。

富山大学学位規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成6年7月29日

富山大学長 小黒千足

富山大学学位規則の一部を改正する規則

富山大学学位規則（昭和40年1月22日制定）の一部を次のように改正する。

附 則

この規則は、平成6年7月29日から施行する。

第12条第1項中「，大学院委員会の議を経て修士」を「，修士」に改める。

諸 会 議

第4回事務協議会（8月2日）

（議 題）

当面の諸課題について

学 会 事

平成6年度科学研究費補助金の交付決定

研究種目	研究代表者			研 究 課 題	配分予定額(千円)	
	所属	職	氏 名		平成6年度	平成7年度
試験研究(B)(2)	工学部	助教授	川原田 淳	コードレスセンサを利用したポータブルヘッド サイドモニタの開発研究	4,200	2,100

人 事 異 動

異動区分	発令年月日	氏 名	異動前の所属官職	異 動 内 容
採 用	6. 9. 1	宮 本 淳		技術補佐員（経理部主計課）
	”	室 谷 智		” （ ” ）
	”	水 巻 純 一		” （ ” ）
転 任	6. 9. 1	藤 田 正 春	助教授（教育学部）	助教授（上越教育大学学校教育学部）
併 任	6. 9. 1	山 極 隆	教 授（教育学部附属教育実践研究指導センター）	教育学部附属教育実践研究指導センター長（～8. 8. 31）
	”	長 井 真 隆	教 授（教育学部）	教育学部附属教育実践研究指導センター長の併任を解除する
	”	柴 田 元 衛	教務補佐員（庶務部企画室）	技術補佐員（経理部主計課）（～6. 9. 30）
	以下余白			

学 内 諸 報

「富山大学説明会」を開催

— 富山大会場 —

例年行っている高校生を対象とした大学説明会は、8月9日（火）黒田講堂及び各学部を会場に開催しました。

今年で7回目の開催となるこの説明会では、大学進学を旨とする高校生に対し、本学の教育方針や各学部の教育内容の紹介等を主体として実施しました。

午前中は全学的説明を、午後は各学部においてそれぞれ趣向をこらしたパンフレット等をもとに具体的な説明を行いました。

同説明会には、富山県をはじめ、石川県や新潟県等から合わせて約420人の高校生が参加し、教職員の説明に耳を傾け熱心にメモを取る姿が見られました。



▲ 工学部で行われた実験室紹介

— 名古屋会場 —

昨年度に引き続き今年度も県外における大学説明会を8月11日（木）に名古屋市（愛鉄連厚生年金会館）において実施しました。

会場には、愛知県や、岐阜県、静岡県の進学をめざす高校生の参加を得て行われました。

全体説明のあとの各学部教官との個別相談では、活発な質疑応答が行われ、盛況のうちに説明会を終了しました。

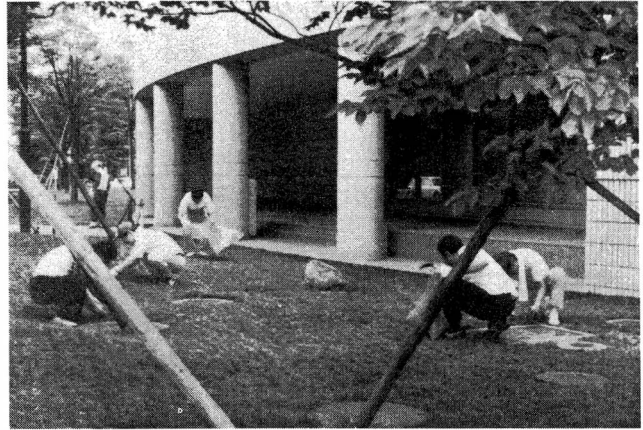


▲ 各学部教官から学部・学科等の説明（名古屋会場）

平成6年度第2回五福地区構内一斉清掃を実施

五福地区構内一斉清掃は、本学職員に広く環境美化を呼びかけて行われたもので、「教育、研究の場にふさわしい環境づくり」を行うことを目的とし、平成2年度から毎年2～3回実施しているもので、本年度の第2回目を8月4日午前9時から実施しました。

連日の記録的な猛暑が続く炎天下のもと職員約200名が参加して構内の空き缶、空き瓶、紙くず、タバコのすいがら等のゴミ収集や除草作業を約2時間にわたり実施し環境美化に心地よい汗を流しました。



▲ 猛暑の中、汗しながら環境美化に取り組む職員

工学部創立50周年を記念して植樹

工学部では、富山大学仰岳会（工学部同窓会）関東支部及び同東海支部から、花水木及び白樺の苗木各10本の寄贈を受け、去る8月10日（水）に時澤工学部長はじめ仰岳会の副会長2名の手により記念植樹が行われました。

これは工学部が前身の高岡工業専門学校から数えて創立50周年を迎えるにあたり、それを機に地域に根ざした工学部が自然にやさしい緑豊かな環境の下で樹木の成長とともに力強く発展することを祈念して贈呈されたものです。



▲ 記念植樹をする増田仰岳会副会長、
多々前工学部長、時澤工学部長

海外渡航者

渡航の種類	所属	職	氏名	渡航先国	目的	期間
外国出張	工学部	教授	坂井純一	アメリカ合衆国	3次元電磁粒子コードによる電流ループ合体の研究	6. 8. 2 } 6. 8.13
	理学部	助教授	竹内章	中国	「東アジアにおける活動層と地震テクトニクスの比較研究」のための活構造調査、他	6. 8. 7 } 6. 8.22
	経済学部	〃	瀧敦弘	アメリカ合衆国	日本および米国の金融時系列データの計量経済的分析に関する研究(在外研究員)	6. 8. 8 } 7. 6. 7
	工学部	教授	岩渕牧男	イタリ イギ リス	第10回国際伝熱会議出席及び研究発表、他	6. 8. 9 } 6. 8.28
	理学部	〃	石川義和	フ ラ ン ス ダ	「近藤型の希土類元素化合物の低温挙動」の研究発表、他	6. 8. 9 } 6. 8.27
	〃	助手	桑井智彦	〃	〃	6. 8.10 } 6. 8.21
	〃	助教授	大森茂	大韓 民 国	国際セミナー「ゴンドワナ大陸の分散とアジアへの付加」に参加、講演、他	6. 8. 15 } 6. 8. 31
	教育学部	教授	清水建次	ポー ラ ン ド	磁気国際会議(ICM'94)に出席、他	6. 8.20 } 6. 8.31
	経済学部	〃	星野富一	中 国	景気循環の原理的・学史的及び現状分析的研究	6. 8.20 } 6.10.16
	理学部	助手	水島俊雄	ポー ライ ド ツ	「近藤型の希土類元素化合物の低温挙動」研究打合せ、他	6. 8.20 } 6. 8.31
	〃	教授	金坂績香	香 港	第14回ラマン分光に関する国際会議に出席	6. 8.21 } 6. 8.27
	工学部	〃	袋谷賢吉	アメリカ合衆国	網膜における神経回路網の研究(在外研究員)	6. 8.24 } 6.10.23
海外研修	人文学部	助教授	中河伸俊	〃	アメリカ社会問題学会年次大会で日本の社会問題研究の現況について発表、他	6. 8. 3 } 6. 8.24
	経済学部	教授	中藤康俊	中 国	門江地区開発の調査・研究、他	6. 8. 3 } 6. 8.15

渡航の種類	所属	職	氏名	渡航先国	目的	期間
海外研修	教育学部	助教授	渡辺 信	アメリカ合衆国	アメリカ生物学会(AIBS) 第45回大会に出席、他	6. 8. 6 } 6. 8.25
	経済学部	教授	芳賀 健一	〃	「バブル」経済の日米比較研究	6. 8. 8 } 6. 8.30
	理学部	〃	堀越 叡	中国	国際鉱床学連合(IAGOD) 第9回シンポジウムに出席、他	6. 8.11 } 6. 8.29
	教育学部	助教授	田上 善夫	チエコス ス イ コス	「現代の気候学」シンポジウム 出席、他	6. 8.12 } 6. 8.30
	理学部	助手	古田 高士	ギリシア	第3回微分幾何学とその応用 国際会議に出席、他	6. 8.13 } 6. 9. 4
	教育学部	助教授	市瀬 和義	ポーランド オーストリア	磁性に関する国際会議 (ICM'94)に出席・発表、他	6. 8.19 } 6. 8.31
	〃	教授	相馬 恒雄	大韓民国	学会(IGCP321:ゴンドワナ 大陸の分裂とアジアの集積) 出席、他	6. 8.20 } 6. 8.29
	〃	助教授	梶 圭太郎	〃	〃	〃
	人文学部	〃	東田 雅博	イギリス	近代イギリス史、オリエンタリズム 関連の史料文献の調査・研究	6. 8.21 } 6. 9.20
	理学部	〃	石岡 努	香港	第14回国際ラマン学会に出席	6. 8.21 } 6. 8.27
	工学部	〃	川原田 淳	ブラジル アメリカ合衆国	国際医用物理・生体工学会議に 出席、他	6. 8.21 } 6. 9. 2
	理学部	教授	菅井 道三	大韓民国	「ゴマの科学」公開講演会出席、 他	6. 8.22 } 6. 8.27
	〃	〃	山田 恭司	〃	〃	〃
	〃	講師	増田 恭次郎	〃	〃	〃
工学部	助教授	上羽 弘	カナダ アメリカ合衆国	表面吸着子の動的性質に関する 研究	6. 8.23 } 6. 9. 2	

お知らせ

人事院勧告の概要

人事院は、平成6年8月2日（火）国会と内閣に対し、国家公務員法及び一般職の給与等に関する法律の規定に基づき、一般職の職員の給与について報告し、併せてその改定について勧告しました。

給与勧告の骨子及び本学関連の俸給表は、以下のとおりです。

給与勧告の骨子

1 官民較差

- (1) 較 差 3,975円 1.18% (内訳 本較差 1.01% 遡及改定分 0.17%)
 (2) 配 分 俸給 3,490円 諸手当 250円 はねかえり分 235円 計 3,975円
 [行政職(-)・(-) 現行給与 335,737円 平均年齢 39.5歳]

2 改定の内容

(1) 俸給表

① 行政職(-)の初任給

試 験	I種(大卒)	II種(大卒)	III種(高卒)
俸給月額	180,500円(現行 179,200円)	167,200円(現行 164,900円)	136,500円(現行 134,900円)

※ このほか勤務地に応じ調整手当

② 行政職(-)の級別引上率 中堅層の改善に重点

級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	計
引上率(%)	1.2	1.3	1.4	1.3	1.2	1.2	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2

- ③ 各俸給表 ・行政職との均衡を基本に改定
 ・看護婦、公安職、若手研究員等に配慮
 ・昇格制度の改正に伴う所要の改善

(2) 手 当

- ① 扶養手当 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合の加算額
 1人につき1,000円 → 2,000円
- ② 通勤手当 離島等に所在する官署に通勤するため、やむを得ず特別の運賃等を負担する職員に対する特例措置
- ③ 医師の初任給調整手当 ・医療職(-) 最高 294,000円 → 299,000円
 ・医療職(-)以外(医系教官等) 最高 50,100円 → 50,500円

④ 宿日直手当	・一般の宿日直	3,200円	→	3,300円
	・業務当直	4,000円～5,600円	→	4,200円～6,000円
	・医師当直	14,000円	→	15,000円
	・常直	月額 15,000円	→	16,000円

⑤ 期末・勤勉手当	年間支給割合	5.30月分	→	5.20月分
	(12月期の期末手当)	2.0月分	→	1.9月分)

(3) その他

俸給の調整額について見直しを進めるほか、官民給与の比較方法の見直し及び在職段階別の給与配分の在り方について引き続き検討

3 実施時期

一部を除き、平成6年4月1日

4 その他

【公務能率の向上・政府職員としての一体感の涵養】

公務能率向上の必要性に言及。併せて、人事院の実施する全省庁合同研修について、研修内容の充実、計画的受講の推進、採用後早い時期の長期研修コースの検討等を表明するとともに、省庁間人事交流について、出向、受入れの両面にわたって計画的に推進するなど政府全体として取組を強める必要性に言及。

【職員の勤務時間等】

総実勤務時間の短縮、職員の健康及び福祉、個人生活と職業生活との調和等の視点から、引き続き、検討。総実勤務時間の短縮について、超過勤務縮減の努力及び年休を利用しやすい環境整備の重要性を指摘。その一環として年休の繰越し日数の制限を緩和。

【公務における高齢対策】

広く高齢者雇用を実現していくため、関係各方面と連携をとりつつ、一両年程度を目途に新たな再任用や短時間勤務の仕組み等の骨格を示すべく検討。同時に、高齢社会に対応し得る中長期的な人事管理システムについて研究を進めることを表明。

行政職俸給表(一)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	-	-	180,500	212,400	229,700	249,500	268,500	289,300	323,400	362,000	411,400
2	132,300	167,200	187,300	220,400	238,300	258,300	277,600	299,000	335,300	374,500	426,400
3	136,500	173,700	193,900	228,600	247,100	267,100	286,900	308,900	347,200	387,200	441,500
4	141,000	180,500	200,500	237,200	255,600	276,000	296,200	319,200	359,100	399,900	456,700
5	145,900	186,200	207,500	245,900	263,900	284,900	305,800	329,500	371,000	412,900	471,900
6	151,600	191,100	215,200	254,300	272,300	293,800	315,500	339,700	383,000	425,700	487,200
7	157,400	195,900	222,800	262,500	280,700	303,000	325,400	349,800	395,300	438,400	502,800
8	163,200	200,700	230,000	270,700	288,900	312,300	335,200	359,900	407,600	451,100	518,600
9	167,600	205,100	236,400	278,700	297,200	321,700	345,100	370,000	419,900	463,800	534,300
10	171,000	209,500	242,600	286,600	305,500	331,400	354,900	380,100	431,700	476,500	549,900
11	173,900	213,900	248,700	294,400	313,700	341,300	364,600	390,200	443,200	487,700	562,000
12	176,600	218,300	254,400	302,100	321,700	351,100	374,000	400,200	454,500	498,100	570,000
13	179,200	222,600	260,100	309,600	329,700	360,800	383,100	410,300	464,100	506,900	577,600
14	181,400	226,000	265,500	317,100	337,400	370,200	391,200	420,000	472,000	514,100	583,800
15	183,500	229,100	270,800	323,900	343,700	378,700	398,300	427,700	479,800	518,700	588,600
16	185,100	232,200	275,700	330,300	349,600	385,600	404,800	435,000	485,200		
17		235,300	280,200	335,000	354,900	392,200	410,500	439,900	489,800		
18		238,200	284,100	339,200	359,300	396,800	415,400	444,500	494,100		
19		240,200	287,700	343,300	363,400	401,300	420,100	448,900			
20			290,600	346,300	367,200	405,800	424,400	452,800			
21			293,400	349,200	370,500	410,200	428,300	456,600			
22			296,100	352,000	373,800	414,300	432,000				
23			298,800	355,000	377,200	418,000					
24			301,300	358,100	380,500	421,600					
25			303,800	361,000	383,300						
26			306,200	363,800	386,100						
27			308,600	366,200							
28			311,000	368,600							
29			313,400								
30			315,700								
31			317,900								
32			320,100								

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

行政職俸給表(二)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	-	161,300	179,000	195,700	220,500	248,100
2	118,500	167,800	184,500	201,400	227,200	255,200
3	122,200	173,400	190,100	207,500	233,900	262,400
4	125,800	178,900	195,700	213,900	240,700	270,200
5	129,200	183,800	201,300	220,400	247,400	278,000
6	133,200	188,700	207,300	226,900	254,100	286,200
7	137,800	193,600	213,400	232,900	260,600	294,500
8	142,500	198,500	219,400	238,700	266,600	303,000
9	148,300	203,400	225,400	244,400	272,300	311,400
10	154,300	208,400	231,200	250,100	277,900	319,600
11	161,100	213,500	236,700	255,400	283,600	327,700
12	167,600	218,400	242,100	260,500	289,300	335,800
13	173,100	223,200	247,300	265,600	295,000	343,700
14	178,200	227,900	252,300	270,700	300,600	350,800
15	182,600	232,500	257,200	275,700	306,200	357,800
16	186,900	236,800	262,000	280,900	311,600	364,700
17	191,100	240,800	267,000	285,500	316,900	371,400
18	195,000	244,700	272,000	289,900	321,800	377,500
19	198,400	248,400	276,700	293,700	326,400	383,100
20	201,100	251,100	281,000	297,300	330,700	388,200
21	204,000	253,400	284,300	300,700	334,800	393,100
22	206,900	255,800	287,300	304,100	338,700	397,400
23	209,700	258,000	290,000	307,200	341,600	400,800
24	212,500	260,200	292,700	310,300	344,400	
25	214,900	262,300	295,100	313,100	346,900	
26	217,200	264,400	297,500	315,800	349,300	
27	219,400	266,700	299,900	318,300	351,700	
28	221,600	268,900	302,300	320,600		
29	223,700	271,000	304,600	322,800		
30	225,700	273,000	306,900	325,000		
31	227,600	275,000	308,900			
32	229,400	276,900				
33		278,800				

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

教育職俸給表(-)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	-	-	243,500	277,900	349,000
2	158,100	198,800	252,300	288,800	361,000
3	165,900	207,100	261,300	299,800	373,000
4	175,600	215,600	270,600	310,800	385,000
5	185,700	224,500	280,400	321,800	397,200
6	193,100	233,300	290,300	333,000	409,200
7	200,200	242,100	300,500	344,000	421,100
8	207,500	250,900	310,900	355,100	433,000
9	215,400	259,700	320,700	366,100	445,000
10	224,100	268,700	330,500	377,000	457,000
11	230,900	277,800	340,300	387,600	469,200
12	239,100	286,700	350,000	397,100	481,500
13	247,000	295,600	359,800	406,500	494,000
14	254,600	303,300	369,500	415,700	506,600
15	261,700	311,000	379,000	424,600	519,500
16	268,800	317,800	388,100	433,100	531,900
17	275,200	324,400	397,200	441,400	543,000
18	281,600	331,100	405,700	449,500	554,000
19	287,800	337,600	413,900	457,300	564,700
20	293,700	343,900	421,900	464,900	574,800
21	299,600	350,200	429,600	472,500	584,000
22	305,100	356,500	437,200	480,000	591,100
23	310,200	362,700	444,000	486,800	596,200
24	315,300	368,800	450,700	493,500	601,000
25	319,500	374,800	455,500	499,600	
26	323,600	380,200	459,400	503,900	
27	327,500	384,400	463,300	507,500	
28	331,200	388,200	467,200	511,000	
29	334,000	391,900	470,500		
30	336,700	395,500	473,700		
31	339,400	399,100			
32	342,100	402,700			
33	344,700	406,200			
34	347,300	409,400			
35	349,900	412,500			
36	352,400	415,500			
37	354,800				
38	357,200				

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

教育職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円
1	-	-	298,900	398,000
2	144,800	187,300	308,800	408,200
3	151,200	193,900	318,700	418,500
4	158,100	200,500	328,600	428,700
5	165,800	207,600	338,500	438,900
6	174,600	214,900	348,400	449,200
7	183,900	222,500	358,300	459,500
8	190,300	230,300	368,200	469,900
9	196,700	238,300	378,100	480,400
10	203,100	246,600	388,200	491,100
11	209,800	255,100	398,100	501,900
12	216,600	264,600	408,000	511,600
13	223,800	274,100	417,500	520,300
14	231,300	283,600	426,900	528,000
15	238,900	293,200	436,300	532,600
16	246,700	302,800	445,700	
17	254,300	312,400	455,000	
18	261,800	322,300	464,400	
19	269,200	332,000	473,800	
20	275,800	341,700	482,400	
21	282,300	351,200	490,800	
22	288,400	360,700	499,000	
23	294,500	370,100	506,000	
24	300,600	379,500	510,200	
25	306,700	388,400		
26	312,700	396,700		
27	318,700	405,000		
28	324,700	413,400		
29	330,300	421,700		
30	334,500	428,900		
31	338,500	435,900		
32	342,300	441,700		
33	345,800	446,900		
34	348,600	451,800		
35	351,300	456,300		
36	353,900	459,300		
37	356,400			
38	358,900			
39	361,100			
40	363,300			

備考(一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額に7,000円をそれぞれ加算した額とする。

教育職俸給表(三)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円
1	-	-	259,000	393,700
2	144,800	160,200	268,900	402,700
3	151,200	168,300	278,900	411,700
4	158,100	177,100	288,900	420,700
5	165,800	187,300	298,900	429,800
6	174,600	193,900	308,800	439,000
7	183,900	200,500	318,700	448,400
8	190,300	207,600	328,600	457,300
9	196,600	214,900	338,500	465,600
10	202,900	222,500	348,300	473,700
11	209,200	230,300	358,100	481,400
12	215,600	238,300	367,200	489,000
13	222,200	246,600	376,100	495,700
14	229,300	255,100	385,000	501,000
15	236,100	264,600	393,800	505,100
16	242,900	274,100	402,300	
17	249,400	283,600	410,700	
18	255,700	293,200	419,200	
19	262,000	302,800	427,600	
20	267,900	312,400	436,000	
21	273,400	322,300	443,900	
22	278,700	331,900	450,900	
23	283,700	341,500	457,400	
24	288,500	350,900	462,700	
25	292,400	359,500	467,200	
26	296,200	367,900	471,000	
27	299,800	376,100	474,200	
28	302,900	384,000	477,200	
29	305,500	391,700		
30	308,000	398,700		
31	310,300	405,700		
32	312,700	412,500		
33	314,800	418,700		
34		424,800		
35		430,100		
36		434,700		
37		439,100		
38		442,900		
39		445,500		

備考(一) この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額に6,900円をそれぞれ加算した額とする。

医療職俸給表(二)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	-	-	200,500	222,700	258,300	299,000	333,700	400,000
2	136,700	172,400	207,000	230,600	267,500	308,900	345,500	412,800
3	142,200	178,700	213,800	238,900	276,800	318,800	357,400	425,700
4	148,700	185,000	221,600	247,200	286,100	328,700	369,300	438,900
5	155,300	191,300	229,400	255,500	295,400	338,600	381,200	452,200
6	162,400	197,500	237,500	263,800	304,700	348,500	393,300	465,500
7	169,600	203,600	245,600	272,100	314,300	358,500	405,800	479,600
8	175,600	209,600	253,700	280,600	324,000	368,600	418,400	494,000
9	181,500	216,200	261,900	289,000	333,600	378,900	430,700	507,900
10	186,600	223,400	270,100	297,600	343,300	389,300	442,600	521,600
11	191,600	230,300	278,200	306,100	353,100	399,500	454,200	529,800
12	196,400	236,800	286,200	314,400	362,400	409,700	464,100	537,300
13	201,100	243,100	294,100	322,700	371,500	419,600	472,000	544,400
14	205,300	249,400	302,000	330,800	380,000	427,500	479,800	551,200
15	209,700	255,200	309,800	338,800	387,200	434,900	487,400	556,600
16	214,100	260,800	317,500	345,200	394,100	439,900	491,900	561,100
17	218,500	266,200	324,700	351,200	400,000	444,500	496,200	
18	222,800	271,500	331,500	357,100	405,700	448,900		
19	226,300	276,400	336,600	361,400	410,500	452,800		
20	229,400	281,100	341,300	365,600	414,900	456,600		
21	232,400	284,700	345,300	369,700	419,200			
22	234,900	287,500	348,500	373,400	422,900			
23	236,900	290,300	351,500	376,900	426,500			
24		292,900	354,400	380,100				
25		295,400	357,300	383,000				
26		297,600	360,100	385,800				
27		299,900	362,900	388,600				
28		302,100	365,400					
29			367,800					
30			370,200					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

医療職俸給表(三)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	-	-	215,800	236,800	267,200	302,600	335,600
2	149,600	175,900	222,000	243,900	275,500	312,200	347,500
3	155,000	184,000	229,300	251,100	283,900	322,100	359,400
4	160,900	192,600	236,500	258,300	292,100	332,200	371,300
5	166,800	198,200	243,600	265,700	300,300	342,200	383,300
6	174,800	203,700	250,700	273,200	308,700	352,200	395,800
7	182,900	209,500	257,800	280,800	317,000	362,300	408,600
8	190,900	215,500	265,000	288,400	325,300	372,500	420,900
9	195,800	221,700	272,200	296,000	333,200	382,800	433,100
10	200,700	228,600	279,600	303,800	341,200	393,500	445,200
11	205,700	235,700	287,100	311,500	349,300	404,300	457,300
12	210,700	242,800	294,600	319,100	357,400	414,800	468,400
13	216,000	249,900	302,000	326,600	365,500	425,100	477,900
14	221,000	257,000	309,400	334,100	373,800	435,200	487,100
15	226,500	264,100	316,700	341,600	382,100	445,300	495,700
16	232,000	271,100	323,800	348,800	390,600	454,200	503,200
17	237,500	278,100	330,700	356,100	398,500	463,000	508,200
18	243,000	285,000	337,600	363,300	405,500	471,300	512,500
19	248,500	291,700	344,300	370,500	411,100	478,700	516,500
20	253,900	298,400	351,000	376,800	416,200	483,600	
21	259,100	305,100	357,700	382,700	421,200	487,800	
22	264,300	311,500	364,000	388,500	425,300	491,500	
23	268,800	317,900	369,600	393,000	428,800		
24	273,300	324,200	374,900	397,200	431,500		
25	277,600	330,300	379,700	400,900			
26	281,800	335,400	383,600	404,500			
27	285,600	339,800	387,400	407,500			
28	289,200	344,100	390,600	410,100			
29	292,100	348,200	393,600				
30	294,900	350,900	396,400				
31	297,600	353,600	398,900				
32	300,300	356,200					
33	302,900	358,800					
34	305,400	361,400					
35	307,800	363,800					
36	310,100	366,200					
37	312,300	368,600					
38	314,500	371,000					
39	316,700						
40	318,900						

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

指 定 職 俸 給 表

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	575,000
2	637,000
3	708,000
4	785,000
5	846,000
6	910,000
7	992,000
8	1,073,000
9	1,151,000
10	1,232,000
11	1,304,000
12	1,332,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

職 員 消 息

<住所変更>

部 局 名	官 職	氏 名
施 設 課	文 部 技 官	津 島 康 二
教 育 学 部 附 属 養 護 学 校	教 諭	中 西 真 由 美
経 済 学 部	教 授	星 野 富 一
工 学 部	助 手	笹 木 亮

<新任者住所>

部 局 名	官 職	氏 名
工 学 部	助 教 授	川 原 田 淳
工 学 部	助 手	鮎 井 賢 治

訃 報

富山大学名誉教授 石原ミキ氏逝去



本学名誉教授石原ミキ氏が、平成6年8月31日に逝去されました。享年73歳。

同氏は、昭和18年9月東京女子高等師範学校を卒業後、同年同月富山県立滑川高等女学校教諭に就任され、同21年4月同職を退職されました。その後、同22年4月富山青年師範学校授業嘱託となり、同年10月文部教官（富山青年師範学校勤務）を経て、同校が同24年5月に富山大学に包括されたことに伴い、同25年1月同大学教育学部講師兼務、同26年3月同職の兼務を解除し、富山大学教育学部講師に配置換、同42年5月同大学教育学部助教授、同52年7月同大学教育学部教授に昇任され、同62年3月31日をもって停年退官されました。

この間、同氏は、永年にわたって、家庭科・被服学の教育と研究に従事されるとともに、戦後の富山県下の小・中・高等学校の教員に対する認定講習の講師、富山県下の小・中学校の教育研究会の講師、富山大学教育学部附属学校園における研究会の指導講師として、数多くの教育者の育成に尽力されました。

研究面においては、被服構成学の分野の研究に力を注がれ、特に被服の縫い目の強さに関する研究が顕著であり、従来、経験的、習慣的に行われていた被服の縫製を理論的根拠のある合理的な縫製となすよう、布、

縫い糸、縫い目型式等の諸条件と、針目の大きさととの関連性について多くの事項を明らかにされ、これらの縫製に対する研究は、ここ十数年の間に急速に進展した既製品の縫製にも大いに役立っています。同氏の研究成果は、多数の図書、論文に引用文献として掲載され、被服学の縫い目の強さに関する先駆的な一連の研究は、被服学の分野において高い評価を受けておられます。

さらに、学会や社会における活動状況についても、日本家政学会での学会評議員及び10年余りにわたって同学会年次大会における発表の座長を務められるなど、学会の運営と発展に貢献されました。

また、富山大学においては、学寮補導委員会委員、教育学部紀要編集委員会委員、同学部教務委員会委員等を歴任されるなど、同学部及び家庭科の充実、発展に尽くされました。

これらの功績により、昭和62年4月富山大学名誉教授の称号を授与されました。

ここに同氏の御功績を偲び顕彰するとともに、御冥福を祈り、謹んで哀悼の意を表します。

主 要 行 事

本 部

- 8月3日 第4回生涯学習教育研究センター準備委員会専門委員会
 4日 五福地区構内一斉清掃
 北陸地区国立学校事務電算化協議会（金沢大学）
 5日 公開講座「富山と飛騨の城を歩こう」
 第2回非常勤講師任用についての調整方法検討会
 8日 第3回国際交流委員会学術交流部会
 8～24日 公開講座「健康・スポーツ教室 ゴルフの指導法」
 9日 平成6年度大学説明会（黒田講堂）
 10日 第2回公開講座委員会
 11日 平成6年度大学説明会（名古屋市）
 学長杯ソフトボール大会開会式
 18日 平成7年度大学入試センター試験入試担当者連絡協議会（第1回）（福井市）
- 20日～9月3日
 公開講座「健康・スポーツ教室 楽しいジョギング・ランニング」
 22日 R連盟ソフトボール大会
 22～23日 国立学校財務センター実態調査
 23～25日 第3回北陸地区国立学校技術職員研修（金沢大学）
 24～26日 公開講座「教師のためのマルチメディア」
 25日 北陸地区会計事務担当者連絡協議会（富山大学）
 30日 構内交通対策委員会
 第3回非常勤講師任用についての調整方法検討会

教 育 学 部

- 8月8日 学部予算委員会
 10日 教育学研究科設置記念祝賀会実行委員会
 人事教授会
 教授会
 20～21日 呉山会レクリエーション（佐渡が島）
 24～26日 国立大学附属学校栄養士研究会（国立教育会館）
 30日 附属小学校及び附属中学校第2学期始業式

経 済 学 部

- 8月25日 財務委員会
 29日 学部入学方法検討委員会
 学部教務委員会
 31日 人事教授会
 教授会
 日本海経済研究所所員会議

理 学 部

- 8月8日 学科長会議
 9日 学科長会議
 10日 教授会
 大学院理学研究科委員会
 人事教授会
 大学院理学研究科委員会専任教授会

工 学 部

- 8月5日 教務委員会
 8日 学部運営委員会
 9日 教授会
 専任教授会
 29日 学部学生生活委員会

附 属 図 書 館

- 18～19日 平成6年度東海北陸地区著作権セミナー
 （石川県教育・自治会館）

地 域 共 同 研 究 セ ン タ ー

- 8月8～9日
 第7回国立学校共同研究センター専任教官会議
 （徳島大学）
 23日 高知県商工労働部関係者視察
 30日 広島大学関係者視察

編 集 富山大学庶務部庶務課
富山市五福3190
印刷所 あけぼの企画株式会社
富山市住吉町1丁目5-18
電話(24)1755(代)